

議事要旨(4) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、収益認識に関する包括的な会計基準の検討に関する審議を行う旨が説明された。その後、川西ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

会計基準の範囲について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 顧客又は潜在的顧客への販売を容易にするための同業他社との非貨幣性の交換について、同業他社との売上と仕入を相殺する場合には、開発する日本基準に明示するのか、IFRS 第 15 号と同様に会計基準の範囲から除外することとするのか、二通りの方法が考えられるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 当該論点について意見募集文書において特段の懸念は寄せられていないが、今後さらに検討を深めることを考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 開発する日本基準の範囲という観点で、割賦基準の取扱い等の検討後に、リース取引について検討するとあるが、収益認識に関する会計基準の公開草案を公表するまでには方針を決めるということでしょうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- リース取引に対する方針については、公開草案の公表までに決定することを考えている。

用語の定義について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「収益」については、開発する日本基準の名称にも含まれるものと考えられるため、用語の定義に記載すべきではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 開発する会計基準の範囲を決定するためにも、収益という用語の検討が必要であると考えられる。

【論点 9①②】一定の期間にわたり充足される履行義務

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 重要性に関する定めを置くことを検討するにあたっては、個社によって規模が異なるため、企業間の比較可能性という観点より、個別企業の業績について投資家の理解を誤らせないようにするということが重要ではないか。
 - 重大な状況の変化がない前提では、収益の認識時期が異なる日本基準における実務上の会計処理を每期継続的に適用することを認めても収益金額に与える影響は大きくないと考えられるが、重大な状況の変化がないことをどのように把握するのかについて検討する必要があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目について代替的な会計処理を追加するために考慮する「財務諸表間の比較可能性を損なわせない範囲」について、関係者で議論して、合意を得ることが必要であると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - インフラの問題等により適切に進捗度を見積ることができない取引については、コストと便益を比較考量して、代替的な会計処理の方法を考える必要性もあるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 収益認識の会計基準を開発する便益として、財務諸表間の比較可能性があるが、便益と適用コストとのバランスをどのように図るかが代替的な会計処理を検討する上で重要になると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 開発する日本基準が円滑に適用されるためには、十分な準備期間が必要であると考えられる。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 開発する日本基準は、基本的に全上場企業に適用されるため、準備期間については慎重に検討する必要があると考えている。

以 上